

平成28年度第3回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成28年8月8日（月）

逗子市総務部情報公開課

平成28年度第3回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成28年8月8日（月）

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第7会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第11号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【介護保険課】（継続審議）
3. 諮問第16号 空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る個人情報の目的外利用について【まちづくり課】
4. 個人情報事務登録簿について
5. その他

出 席 委 員（4名）

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	安 達 和 志
委 員	森 田 明
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（1名）

委 員	篠 崎 百 合 子
-----	-----------

説明のために出席した職員

介 護 保 険 課 長	須 田 正 二
介 護 保 険 課 主 事	小 宮 友 香
ま ち づ く り 課 長	青 柳 大 典

事務局等出席者

情報公開課	矢	島	小百合
情報公開課	内	田	典久
情報公開課 係非常勤事務員	大	槻	花子

会議の公開・非公開の別

公開

ただし議題2については非公開

(逗子市情報公開条例第20条第1項第2号に該当)

傍聴者

なし

配付資料

- ・第3回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・平成28年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・平成28年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会議事録（ゲラ刷り）
- ・【資料1】諮問第11号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について
- ・【資料2】諮問第16号 空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る個人情報の目的外利用について
- ・【資料3】個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・【資料4】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧
- ・【資料5】平成29年4月実施予定の機構改革について（総務課パブリックコメント）

午前 10時00分開会

○立川会長 時間になりましたので開催させていただきたいと思います。

本日は急遽お集まりいただきまして、ありがとうございました。

第3回目、平成28年度個人情報保護運営審議会を開催いたします。

規則第3条第2項の規定に基づきまして、過半数の委員の出席で成立になります。今回、篠崎委員がお休みですが、あとの委員の方は御出席なので、本会は成立いたします。

きょう、傍聴人はいらっしゃらないですね。

それでは、まず本日の配付資料の確認から事務局、お願いいたします

○矢島情報公開課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、第3回逗子市個人情報保護運営審議会次第。それから平成28年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会議事録、平成28年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会議事録（案）です。

それから、資料1として介護保険課が担当の前回より継続審議となりました諮問第11号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について、諮問書、別添照会書の写しがございます。2枚目の事案事項が記入してあります別添は前回の御指摘を踏まえ、修正したものを添付してあります。

資料2は、まちづくり課が担当となります諮問第16号 空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る個人情報の目的外利用についての諮問書、別添事案書です。こちらにつきましては、参考1として空家等対策の推進に関する特別措置法、参考2として解説図書からの抜粋、参考3として平成25年度の逗子市空家等の適正管理に関する条例の運用に係る個人情報の目的外利用についての諮問、答申関係書類の写しを添付しています。こちらは現在も生活安全課が担当となっております。

資料3として、個人情報事務登録簿の変更状況集計表、及び個人情報事務登録簿の写し3枚です。

資料4として、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧です。

資料5として、平成29年4月実施予定の機構改革についてということで、現

在、パブリックコメントが実施されている資料です。

以上でございます。

○立川会長 ありがとうございます。不足しているような資料ございませんでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、審議に入ります。議題の1、逗子市個人情報保護運営審議会議事録について。これも事務局のほうからお願いいたします。

○矢島情報公開課長 先日、校正依頼しました平成28年度第1回議事録ができ上がりましたので、御確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○立川会長 既にもう皆様から校正をいただいておりますので、その部分、もし間違いがあれば、御提示お願いしたいのですが、ちょっと目を通してください。

よろしいでしょうか。

それでは、御異議ないようですので、議事録はこのとおり承認するということにいたします。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

引き続きまして、第2回個人情報保護運営審議会議事録（案）を机上に置かせていただきました。こちらにつきましては、御多用中恐縮ですが、御一読の上、変更箇所がございましたら朱書きで加筆・修正等をしていただき、平成28年8月22日月曜日までに情報公開課宛御返送くださいますようお願いいたします。

○立川会長 はい、わかりました。

それでは、第2回の議事録については8月22日までに、校正をお願いして、修正点があれば、同封の封筒で事務局宛に送ってください。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の2、諮問第11号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略についてを議題といたします。

これは、前回審議会で継続審議となった案件でございます。警察からの照会・依頼等に基づき回答を作成するもので、会議を公開することにより警察の協力関係を損なう危険がありますので、この件については非公開といたします。

非公開になりますと、議事録は市のホームページで公開されますが、その部分は公開から省かれるということでよろしいですか。

この辺で、前回、警察との誤解があったようでございます。後で説明があるかと思います。

○矢島情報公開課長 入室してもよろしいでしょうか。

○立川会長 それでは、お願いいたします。

——介護保険課入室——

(非公開)

——介護保険課退室——

○矢島情報公開課長 申しわけございません。議題の3の担当でありますまちづくり課の課長が急用で、先に申しわけないですが、議題4のほうを先に進めさせていただきたいと思います。

○立川会長 はい、結構でしょう。それでは議題の4を先に行わせていただきます。

議題の4は、個人情報事務登録簿についてでございます。これは報告になりますが、では事務局、よろしくお願いいたします。

○矢島情報公開課長 御手元に配付しました資料3をごらんください。今回は、変更が3件です。登録事務合計件数については変更はありません。3件ともまちづくり課からの報告です。

それでは個人情報事務登録簿の写しのほうをごらんください。1件目は事務の名称は「開発事業公聴会開催事業」で、記録の名称等の記載が漏れていたのが追加となりました。また、記録の内容の「行為に関する同意」は「行為に関する意見」に訂正しました。

2件目は、事務の名称は「逗子市の良好な都市環境をつくる条例に基づく意見書及び公聴会における公述の申出書の収受」ということで、記録の名称の訂正と追加。また、記録の内容の訂正がありました。

3件目は、「逗子市景観条例に係る意見書及び公聴会における公述の申出書の収受」で、記録の名称の訂正と追加。また、記録の内容の訂正がありました。いずれも記録の名称等の記載が漏れておりました。申しわけありませんでした。

以上、3点の御報告となります。

○立川会長 ありがとうございます。今の報告について何か御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ちょっとチェックをお願いします

○森田委員 ちょっと、すみません。単純な形式的な質問なんですけれども、最初の開発事業公聴会開催事業の意見陳述書というのだけ保存期間が常用になっていて、ほかの文書は全部30年なんですけれども、ほかの景観条例関係についてもですね。これだけ違うのはなぜなのでしょう

○内田情報公開係長 すみません。これ30年と思われまして。常用だけではなく、もともと何年というのがあって、常に所管に置いてあるかということなので、すみません。30年に直します。

○森田委員 そうですか。よかったです。

○内田情報公開係長 もう一度確認して、訂正します。すみませんでした。

○立川会長 常用しながら最長30年の。

○内田情報公開係長 そうですね。常用だけでなく。失礼しました。

○立川会長 ほかは、よろしいですか。

それでは、この報告は、今の修正点を除いて、これで終わりにということでもよろしいですね。

それでは、どうしましょう。議題の5を先にやっちゃいますか。

○矢島情報公開課長 はい。

○立川会長 それでは、議題の5を先にやらせていただきます。

議題の5は「その他」ですが、何かありますか。

○矢島情報公開課長 4件ほどございます。

1件目は資料4の「特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧」をごらんください。

評価書番号5から7の課税課が所掌する事務ですが平成28年7月1日付で課税課長の異動がありましたので、更新しました。内容的にはそちらだけです。

公表日は28年7月13日になっています。

○立川会長 はい。

○矢島情報公開課長 続けてよろしいですか。

○立川会長 いいですね。

では、どうぞ。

○矢島情報公開課長 2点目は資料5になります。こちらは「平成29年4月実施予定の機構改革について」ですので、現在、パブリックコメントが実施されて

おります。今回資料としてお配りさせていただきましたが、5 ページ目の機構図（案）をごらんいただければと思います。

こちら、当課の情報公開課が情報政策課と統合し、係として再編される案となっております。8月10日まで意見募集を行っており、来年4月の実施に向け検討しております。こちらのほうは御報告となります。

○立川会長 情報公開課が。

○矢島情報公開課長 情報政策課の中の情報公関係になります。情報政策課と統合しまして、係として再編となっております。

○森田委員 情報政策課というのは何をやっていたんでしたっけ。

○内田情報公関係長 電算部門。フロアは違うんですけども、中のそういったコンピューター、パソコンの管理、いわゆるハード面とか、情報面とか、データ面の管理をしています。

○矢島情報公開課長 情報セキュリティの関係。あと、番号法の関係も。

○内田情報公関係長 そうですね。番号法の。

○立川会長 それで情報公開課がそちらへ移行されて、陣容は従来どおりですか。今の公開課の陣容がそのまま係になって。

○矢島情報公開課長 まだ、機構改革案で。これから議会に提案をさせていただいてということになると思いますけども、配置図とか人員というのはそれ以降に。

○立川会長 心配するのは、戦力が小さくなって支障を来すようなことだと困るなど。

○矢島情報公開課長 次長級のプロジェクトチームが検討しまして、課題等についてはお伝えしてありますけれども、私どもが直接検討に加わるということがないので、今はパブリックコメントということで実施中です。どういう御意見が出てくるかというのも。これから出てくると思います。

○立川会長 わかりました。

何か御質問、ありますか。

○海原委員 情報政策課というのは何をやっているのか、ちょっとわからないんですけども、ちょっと心配だけなんですけど、意見で言えば、コンピューター関係をやっているところというのは、目的と手段と言うと、手段をやるところ

なんですね。

そこが、情報公開とか、情報保護をコントロールすると、手段をやっている部署が、目的をやっている部署をコントロールすることになり、危惧を抱いています。意見じゃなくて危惧なんです。

○矢島情報公開課長 審議会の御意見ということでしょうか。もしよろしければパブリックコメントも。

○海原委員 私でなく先生方が。機会があれば書きますけれども、私を書いていいのかわかりませんが、今のお話伺っている限りではちょっと危険を感じました。

○内田情報公開係長 どちらかと言うと、県内の市町村見ていると、ちょうど、本市の総務課と一緒にような市が多いです。

○立川会長 だろうね。

○内田情報公開係長 文書法制課とか、そういった部門と一緒に市が多いようですが、もちろん、こういった情報政策部門と一緒にいる市もありますけれども。

○立川会長 情報政策部門と言うのは、市民との窓口みたいなところはあるんですか。

○矢島情報公開課長 今は、ないです。

○内田情報公開係長 ないですね。情報政策はないです。それこそコンピューター室みたいなところですよ。

○立川会長 そうですよ。

○森田委員 広聴・広報ですかね。というのは、それとまた別ルートになっているんですね。

○矢島情報公開課長 はい、そうです。

○森田委員 だから、そちらとむしろつけるというやり方もあるんですけども。

○矢島情報公開課長 そちらになっているところもあります。

○森田委員 それもよしあしで、だから、結局、情報政策というのは従来の情報政策ではなくて、情報公開とか個人情報保護も従来の考え方も取り込んだ形で、改めて情報政策というものを考えてもらえればいいんですが、どうかな。確かに、御指摘のような不安があるかもしれない。

○安達副会長 機構改革の趣旨、どういう趣旨かにもよると思うんですね。見た限りではスリム化、効率化という、そういう観点が前面に出ているように見えました。

○立川会長 なるほど。

○安達副会長 4 ページですと、もう結果として人員を削減するという、そういう流れの中に位置付いている。そうだとすると、ちょっと問題かなという気がしますよね。

おっしゃったように、情報政策って、本来もっと一般的にできるわけですよね。

情報政策課に統合するのであれば、そこで中身も少し再検討をして、再検証をして、逗子市としての情報政策を広く、そういう課であればまた違ってくるという気がしますね。

○立川会長 そうですね。今、情報政策課という名称と実態とがちょっとそぐわないように私は思うんですけどね。

まあ、言ってもしょうがないかもしれないけど、わかりました。

パブリックコメントでどういう御意見が出るのかを、注目してみましよう。

○海原委員 今、課長がおっしゃられたように、今、先生方も私も含めて審議会意見として議事録に残せばいいと思うんですけど。

○立川会長 議事録には残りますよね。

○矢島情報公開課長 残ります。

○森田委員 情報政策の中には統合によって、むしろ見直しして、情報公開と個人情報保護が何と言うんでしょうか、縮小しないように、従来どおりきちんとできるように配分されたいということですね。

○矢島情報公開課長 はい、わかりました。

○立川会長 それでは、そういうことでお願いをいたします。

あと、ありますか。

○矢島情報公開課長 3 点目は、先ほど議題 2 のときに、委員の方々からも御意見いただいたんですが、継続審議の件では急遽お集まりいただきまして、ありがとうございました。

前回、事務局の指導不足もありまして、スムーズに御審議いただくことがで

きず申しわけありませんでした。先ほど、会長のほうからもお話あったと思うんですが、継続審議となった旨を司法警察員の方に所管課より早速お伝えしましたら、逗子市が慎重に対応していることも御理解はいただけたようです。

また、会議が非公開ということは、私どもも思いついてなかったのですが、そのお話をしましたら、やはり提供の有無を判断するために必要だという情報については、お話しいただけたようですので、今後は他の所管への照会があったときにはその旨も、私どものほうから伝えて対応を検討していきたいと思います。

それと、前回課題とさせていただきました、各市の対応状況の確認につきましては、11月に県内各市の職員が集まる機会がありますので、議題の1つとして取り上げてもらうこととなりましたので、また、その結果については改めてお伝えさせていただきたいと思いますので、今後、御審議いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○立川会長 ありがとうございます。

○矢島情報公開課長 それから、次はもう日程調整で。一回電話を入れさせていただきます。

○立川会長 はい。

——まちづくり課入室——

○立川会長 それでは、議題の3に入ります。諮問第16号 空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る個人情報の目的外利用についてを議題とします。

それでは、簡単に自己紹介いただいて、御説明をお願いします。

○青柳まちづくり課長 本日は御時間をいただきまして、ありがとうございます。環境都市部まちづくり課の青柳と申します。よろしくお願いいたします。

本日、諮問させていただきました案件につきましては、もう1回タイトル復唱しますが「空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る個人情報の目的外利用について」ということでかけさせていただいております。

いわゆる、空き家につきましては平成26年4月1日から施行されました逗子市空家等の適正管理に関する条例というものがございまして、こちら運営審議会において御審議いただいたという経緯があることは承知してございます。

今回はその後、空家等対策の推進に関する特別措置法というものが制定されて、その法律の制定趣旨は若干異なりまして、建築物の安全性等に関する部分が多いということで、空き家関連の担当所管が当時の生活安全課から、まちづくり課に移管されております。それに伴いまして、改めて審議会の御意見をいただきたく諮問したものでございます。

実際には、本年4月1日から所管が変わってございまして、これまで課税課等が所有する個人情報等につきましては、法律に基づく処理といたしまして内部にて取得して利用してございます。このことは同法第10条第1項というところで規定されてございます。こちらは資料1としておつけしているものでございます。こちらをごらんください。第10条の第1項です。

この内容ですが、市町村長が固定資産税の課税、その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名、その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度においてその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるということが規定されてございます。

この解釈につきましては、参考2のほうになるんですが、解説本なんですけれども、こちらの115ページで問57のところですよ。ここに書いてあります。2のところのさらに中段以降「したがって」の後を読みます。「本項に基づく固定資産税情報等の情報の内部利用は①地方税法第22条に定める秘密漏えい罪にあらず、②個人情報保護条例等との関係においては、目的外利用の例外事由に相当する法令事務の遂行のための行為であると位置付けられる」ということが書かれてございます。これを根拠として、現在、事務を執行中でございます。

条例根拠としては、個人情報の取り扱いにつきましては、前段に申し上げたように、前所管において答申をいただいておりますけれども、実際に必要となる個人情報については、ほぼ条例のものと同じなんですけれども、根拠が条例から法律となったことがございましたので、確認という意味で、今回諮問させていただくことになった次第でございます。

簡単ではございますが、以上で諮問内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いします。

○立川会長 ありがとうございました。

今の説明について何か御質問、ありますでしょうか。

○海原委員 来年度、国交省の空き家情報を一般にオープンされる情報と、こうやってリンクされて、どのような情報までリンクされるのでしょうか。

○青柳まちづくり課長 リンクというところまで、法律が制定した時点ではそのフォローまでは決まっていなかったところがありましたので、どうリンクするというかについてはまだ、こちらのほうでは把握していないと思います。

○海原委員 内容はということですね。つながるということは間違いのないということ。

○青柳まちづくり課長 はい。

○海原委員 まちづくり課では今、防犯上よりも安全性を考えていきたいことで所管を移したということですね。

○青柳まちづくり課長 そうですね。結構、これ各市町村苦労している、所管の調整に苦労しているようでして、逗子市の場合はプロジェクトチームを設けて所管をどうするかと検討した上で、最終的には法律の趣旨が建築物の安全性等というところが、主になっているというところがありましたので、まちづくり課に移管したというところなんですけど、実際やっている事務ということに関しては、ほぼ、全くと言っていいほど同じです。前年と全く同じことになっています。

通報があったものに対して情報を調べて、もちろん現地に行って確認してということ全く同じ状況です。

○海原委員 おっしゃるとおり、確かに、東京都もそうなんですけども、逗子の特徴としてはエビデンスを持って来なかったから説明しづらいんですけど、所有者のわからないケースをいろいろ調べると、逗子市の場合というのは、割と高齢の方で、東京とか埼玉とか神奈川、神奈川では横浜とか、たまに年1回逗子に来ていられるという方、または、御高齢になっちゃってそのままにしちゃって資産を持っているけどここにいない。

それをまちづくり課のほうで、情報を移管されるとすると、結構、そういう情報が悪意のある方によると、資産を持っている方の空き家というのは建物とか倒壊状態になっても、ちょっと資産価値があるものの中にある可能性あると考える人もあり得るかなとも思うんで、まちづくり課のほうで課内及びその情

報提供処理についてどのようにお考えでしょうか。

情報保護について。

○青柳まちづくり課長 基本的には、条例の施行の時点と変わらないというふう
に考えてございます。基本的には内的なものというところで、現状、幸いに通
報のあったものについては、ほとんどが所有者が特定できるものであって、か
つ現状では家屋自体がそれほど疲弊していないと言うか、崩れる恐れがあるも
のではないというようなものでございますので、これまでどおり、所有者を調
べて対応するということが十分賄っておりまして、例えば、その方がどうい
う方か知りたいというところが、もし通報された方があったとしても、それを直
接教えることはありませんので、こちらの情報として持っておいて対応する。

もし、所有者の方がわかって、その方が教えていいということであれば、当
然、情報は出すんですけれども、今のところそういう形のものではなくて、逆に
大体、所有者はわかっているんだけど、あとは行政で何とかしてくれないかと
いうところが多くて、こちらは確認の意味で情報を取得するということが多い
というのが現状です。

○立川会長 ほかに、どなたかいらっしゃいませんか。

前回の生活安全課でおやりになっていたことが引き継がれて、そこにプラス
何か加わったというのがありますか。

○青柳まちづくり課長 特に項目として加わったものはございません。全く同じ
内容で諮問してございます。

○海原委員 生活安全課でやられているかどうかかわからないんですけど、よくた
まに見かけるんですけど、全然逗子市民でない方が来て、空き家を見つけて何
か悪いことしているというか、遊んでいるというか、そういうのをたまに見か
けるものですから、そういう業務もまちづくり課で対応されているんですか。

○青柳まちづくり課長 実際には、防犯の観点がそれだと強いのかなと思います
けれども、防犯ですと、消防等に情報提供して対応するということになると思
いますが、一時的にはまちづくり課のほうで受けるということになります。

○立川会長 よろしいですか。

○安達副会長 ちょっと教えていただきたいんですけども、空き家対策法の10
条1項で、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情

報という文言があるんですが、固定資産税の課税については具体的に上がっている。その他の事務というのはどういう事務が想定されているんですか。

○青柳まちづくり課長 その他の事務とすると、今回諮問させていただいております別添の資料のところに上げてあるものが現在想定される事務というところで考えておりまして、目的外利用する個人情報内容のところでありますように固定資産税の事務に関するものと、あとは戸籍住民課で持っている情報というものです。それと、あとは介護保険課のほうで行っている事務というところを添付してございます。現状これぐらいかなというところで、前回の条例のときと同じ内容にしてございますけれども、このような情報をというふうに考えてございます。

○安達副会長 質問の趣旨は、それ以前にそもそも空家対策法の立法趣旨として、その他事務としてはどういう範囲が予定されているかという。

○青柳まちづくり課長 立法趣旨ですか。

○安達副会長 先ほどの、解説、参考2の解説のほうの間57の2のところでは、固定資産課税情報のことを特に上げていますね。それ以外の事務についてはどういう説明が、この解説書ではされているかということです。

○青柳まちづくり課長 全体を見ているんですけど、代表的な事務としては固定資産税の課税のために利用する目的のものということで、ほとんど上げられておりますので、例示はされてなかったと思います、この解説の中では。代表的なものとしてこれで、実際に必要なものも9割方、この内容なのかなというふうに思っております。

○安達副会長 そうすると、固定資産税以外の事務に関しては、どの範囲までここはやるかというのは、各自治体の判断。

○青柳まちづくり課長 はい、だと思います。

○安達副会長 その場合に、目的外利用を想定しているのは、空き家等の所有者等に関する情報ということで、これも実は範囲が曖昧なんです。所有者等に関するどこまでの情報なのかを立法趣旨として設定されているのかというのも、これを教えていただきたい。

○青柳まちづくり課長 それに関しましても、同じように、市町村にある程度任されているという認識でおります。ですので、通常であれば所有者の住所であ

るとか、氏名であるとかというところで済むと思うんですけども、それ以上必要なものがあるとすると市町村では判断ということになると思いますけれども、私どもは、そこら辺は住所、氏名等で十分かなというふうには考えております。

○安達副会長 そうすると、一般的には氏名、住所。

○青柳まちづくり課長 はい。

○安達副会長 で、完結するということでしょうか。

○青柳まちづくり課長 はい、そういう認識でおります。

○安達副会長 今回諮問されている中には、それだけじゃなくて、独居高齢者の情報というのが入っています。それはその周辺の情報なんですか。

○青柳まちづくり課長 今回は、私どもは今まで4月から7月まで事務をやっております、基本的には今、申し上げましたように、固定資産税の情報というところが主な連携と認識しておるんですが、もともと、それは条例の諮問をかけるときに、そこまで想定した上でかけているというところがございましたので、あえて今、条例から法律ということによって変わったとしても、そこを減らすということまではないだろうというところで、全く同じにしてございますので、正直、その部分がどこまで影響するかということに関しましては、前と解釈を変えていないというところで御理解いただければと思います。

○安達副会長 前回の生活安全課のときの諮問もそこ、入っていたわけですね。

○青柳まちづくり課長 はい、全くそこは項目、変えてございません。

○安達副会長 わかりました。

○立川会長 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

ほかに。

○海原委員 もとに戻って申しわけないんですが、逗子市の方にお聞きする話じゃないんですけども、自分の話を申し上げて、国交省のデータベース見てもらったかわからないんですけど、2つ心配がありまして。まず、国交省のデータの開発、全くオープンにするという話ですから、それでオープンにされちゃうとまず危険性が、1つは犯罪オプションになる、悪徳不動産業者のタネになる、もう1つは、その所有者が誰かということがわかることによって、その所有者に対しての不具合がおこってくる、以上の3点、気になるんですけども、これになった場合、先ほど御説明でまだわからないというお話なので、国とか県と

か折衝する機会がありましたら、よろしくお伝えいただきたいなと思います。

○青柳まちづくり課長 わかりました。その辺、私どもとしては実は報道での情報しか入ってございませんので、正式にそれがどういうふうになるということについては、まだ全く連絡がないという状況でございますので、これにつきましては適宜判断した上で、こちらからも情報等、的確に収集したいと思っております。

○立川会長 それでは、よろしいでしょうか。

では、採決に入りますが、この案で認めたということでよろしいでしょうか。

それでは、答申書は後ほど事務局からいきますので、しばらくお待ちください。

どうも御苦労さまでございました。

○青柳まちづくり課長 どうもありがとうございます。

——まちづくり課退室——

○立川会長 では、事務局のほうから次回の日程を。

○矢島情報公開課長 次回の日程調整になりますけれども、前回の御審議いただいた中では9月8日の木曜日、午後2時からということで御予定を入れていただいていると思いますが、今回、急遽、1回分前倒しとなっておりますので、8月中に、急の案件がなければ11月の開催予定でいかがでしょうか。

(日程の調整)

○立川会長 よろしいですか。もし、事務局のほうから連絡で諮問がないということでしたら11月10日ということにしたいと思います。

では、何かほかに、皆さんからありますか。よろしいですか。

きょうは急遽集まっていただきまして、ありがとうございました。

これで終わります。

午前 11時10分閉会